

令和8年度一般会計予算 総括質疑

※総括質疑とは、一般会計及び特別会計予算案について町長等に総括的な見地から質疑を行うこと。

子どもを大切に まちづくり強化を

半沢 正保 議員

問 令和8年度より政府が小学校給食費の無償化を実施した。これまで町が負担していた小学校給食費の整理によって、どの程度の町財政に余剰が生まれるのか。また、余剰財源は、教育へのさらなる投資や子育て支援の充実、さらには財源確保など、どの分野に優先活用していくのか伺う。

答 国は、学校給食費負担軽減交付金として、小学生一人あたり月額5,200円、総額26,941千円を本町に交付する。この余剰財源は、小中

学生の一人1台のタブレット更新事業のために活用することになっている。

始球式は児童生徒を 優先に

羽根田ひとみ 議員

問 今年の楽天イーグルス観戦は休日の日々アイター開催となり、子どもたちの参加が可能になった。ぜひ始球式で児童生徒にボールを投げる機会を与えては。

将来プロ野球選手・世界で活躍する選手になりたいという夢を持つ子どもが生まれる。マウンドに立つという体験は大きなきっかけとなると思うので公募の際は児童生徒を優先しては。

答 本来の予算では休日のナイター観戦はできないことだが、楽天イーグルスの計らいで可能になった。子どもたちが喜ぶ参加型の企画とともに、始球式については、中学生以下の参加は可能なため十分に検討する。

地域おこし協力隊 委託事業について

川村 滋道 議員

問 地域おこし協力隊は2021年からスタートし今年で6年を迎え卒業された方は9人、本町在住者は8人だ。産地維持とブランド力向上に向けて頑張る地域おこし協力隊の潜在的な希望を本町でも把握をし、一緒に手伝ってほしい農家、さらには数年後には稲作を誰かに委託したいと希望している農家とのマッチングをすることに

よって、稲作農家や畑作農家の後継者問題に道筋をつけることにもつながると考えるがどうか。

学校建設、町の財政は 守れるか

岡本 貴士 議員

問 歴史観光交流センターや義務教育学校の整備に伴う地方債の増発は、将来世代への負担となり住民福祉の予算を圧迫しないか。

答 センターの返済は令和9年度から毎年約1,000万円を見込む(20年間)。学校建設に関しては補助金を最大限活用するほか、文教施設建設基金に毎年1億5,000万円ずつ積み立て、開校までに約10億円を確保して建設費に充てる計画である。有利な地方債の選択や移住定住策による町税確保も並行して図る。健全な財政運営を維持しつつ、住民福祉との両立を断行していく方針である。

7年度予算で広報物を作成、配布し、チケット販売を行いながら、当該催事開催に係る経費を令和8年度予算で計上、本来一連の事業として一括予算計上するところ、なぜ年度を分けて計上したのか。

また、開催経費予算の裏付けがないまま事業を進め、開催者や購入者との契約を先行させることは予算執行上問題ないのか伺う。

答 年度のまたがっての事業の予算計上の手法がどうなのかの指摘に対して、その整理については、私どもの考えもご理解をいただき、そういったところを共に整理させていただきたい。

地域おこし協力隊の 募集方法について

佐藤 武朗 議員

問 予算計上されている商業分野や空き家利活用の協力隊公募に関して、本町では既に桃農家を目指す隊員が「献上桃の郷」ブランドの継承や移住定住で大きな成果を上げて

いる。この成功事例を前面に出し、「献上桃の郷でのまちづくり」という共通の切り口で、各課バラバラではなく窓口を一本化した募集手法を取り入れてはどうか。

答 各部署で協力隊の必要性は認識しているが、広報や受付窓口を一本化することで、より戦略的な情報発信が可能になると考える。提言の趣旨を踏まえ、今後の募集方法について検討したい。

皆が幸せを実感できる 予算配分か

川名 静子 議員

問 町の課題は自主財源の確保と人口減少、超少子高齢化対策と考える。町民のウェルビーイングをどう図っていく考えか。

答 財源確保については「生食桃」以外の生産物の魅力を加味しサービス、体験等返礼品の開発に工夫する。人口増には出生数を延ばすことだが、子育て支援に一定の評価があ

答 農家所得向上のため、桃栽培だけでなく他分野の栽培により通念を通して収入確保は重要な事なので検討させていただく。



る事から若い世代の流入を図り魅力あるまちづくりが必要だ。それと共に町民皆が元気でいきいきと健康寿命を延ばす事も、「住んで良かった」と桑折町を選んで頂ける施策を展開する。

義務教育学校ありき だったのでは

齋藤 松夫 議員

問 義務教育学校設置長が事前協議し「義務教育学校設置ありき」を進めたのではないか。秘密会での決

定もそのためなのではないか。会議録を公開したことで、秘密会の理由はなくなった。理由なく秘密会としたことは、「会議は公開とする」とした地方教育行政法(略)第14条に反し、「義務教育学校設置決定」の法的有効性に疑義が生じた。「小・中学校のあり方検討委員会提言」の時点に立ち返り、事務を再スタートさせるべきではないか。

答 法令に基づき進めているものである。教育長としては町長と事前協議はしていない。



2年度にまたがる 事業予算計上は

鈴木 隆志 議員

令和8年度催事開催にあたって、令和